

<意匠登録手続の流れ図(フローチャート)>

(出願人→特許庁)  
**意匠登録出願**  
 ★「意匠に係る物品(物品名)」又は「意匠に係る建築物若しくは画像の用途」などを記載した願書と、意匠登録を受けようとする意匠を現わした図面又は写真などを提出  
 ★出願態様の選択→完成品(全体)、部品、部分  
 ★構成要素の選択→形状のみ、形状+模様、形状+色彩、形状+模様+色彩、画像(画像自体か、物品又は建築物の一部か)  
 ★出願種別の選択→通常意匠、部分意匠、関連意匠、動的意匠、秘密意匠、組物の意匠、内装の意匠  
 ★特定方法の選択→図面、写真、ひな形、見本  
 ★書類作成時の注意→関連意匠には本意匠の明示、「意匠に係る物品」と「意匠に係る物品の説明」(仮に形態が同じでも物品が異なれば意匠は異なる)、「意匠の説明」(材質・大きさ・動的意匠・彩色省略・透明部・部分意匠の説明)、特徴記載書の提出を検討、新規性喪失の例外規定の適用を受けたい場合の手続、優先権主張手続、秘密意匠の請求手続、など  
 ★複数意匠一括出願も可能(出願後、意匠ごとに願書番号通知、審査、権利付与)  
 ★その他→特許や実用新案登録などとの重複保護の検討、関連意匠制度を利用する場合にはどれを本意匠とすべきか

(特許庁)  
**方式審査**

(特許庁)  
**実体審査**  
 ★法上の「意匠」を構成するか、意匠が具体的であるか(意匠を正確に認識できるか)、工業上利用性があるか(同一のものを複数製造、建築又は作成できるか)、新規性があるか(出願前に公知・刊行物記載等された意匠と同一・類似でないか)、創作非容易性を有するか(容易に創作することができないものか)、先願か否か、先願意匠の一部と同一・類似でないか、公序良俗を害するおそれがないか、他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれがないか、物品の機能を確保するために不可欠な形状(建築物の用途にとって不可欠な形状、画像の用途にとって不可欠な表示)のみからなる意匠でないか、意匠ごとに願書されているか、などを審査

(特許庁→出願人)  
**登録査定**  
 ★登録する、との審査官の最終判断

(特許庁→出願人)  
**拒絶理由通知**  
 ★登録できません、との通知

(出願人→特許庁)  
**設定登録料納付**  
 ★設定登録料の納付(第1年分だけでもよい)  
 ★登録査定・審決謄本の送達があった日から30日以内  
 ★秘密意匠の請求可

(出願人→特許庁)  
**意見書・手続補正書**  
 ★公知・先願意匠とは類似しません、などの反論。「意匠に係る物品」の明確化や、関連意匠に関する補正など。

(特許庁)  
**意匠権設定登録**  
 ★意匠権発生  
 ★意匠権の存続期間は、出願日から25年をもって終了する。関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の出願日から25年をもって終了する。

(特許庁)  
**実体審査**  
 ★上記意見書等の内容を加味して再審査

(特許庁)  
**意匠公報発行**

(特許庁→出願人)  
**拒絶査定**  
 ★登録しない、との審査官の最終判断

(特許庁→出願人)  
**補正却下の決定**  
 ★補正が要旨変更と認められた場合

(第三者から)  
**登録無効審判請求**

(意匠権者→特許庁)  
**登録料の納付**  
 ★第2年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない(納付しないと権利は消滅)

(出願人→特許庁)  
**拒絶査定不服審判請求**  
 ★拒絶査定謄本の送達があった日から3月以内  
 ★審判請求しないと拒絶査定は確定

(出願人→特許庁)  
**補正却下後の新出願**  
 ★補正却下決定を認容するとき  
 ★この新出願は、要旨変更とされた補正についての手続補正書提出時にしたもののみなされる  
 ★もとの出願は、取り下げたものとみなされる  
 ★補正却下決定謄本送達日から3月以内

(出願人→特許庁)  
**補正却下不服審判請求**  
 ★補正却下決定に不服があるとき  
 ★補正却下決定謄本送達日から3月以内。但し、補正却下後の新出願をしたときは請求不可。  
 ★本件審判の審決が確定するまで、出願の審査は中止

審判における審理

審決取消訴訟  
 (知財高裁～最高裁)